

## HOPE ニュース

平成30年8月号

日本システム(株)  
医療福祉ソリューション本部

発行責任者：鳴松

TEL 099-254-7200

台風15号が通り過ぎ、若干気温も下がった様に感じますが、残暑のさなか、まだまだ熱中症対策は必要です。

東シナ海を望む私の実家前の海岸は、台風となると大きな波が押し寄せます。大きな波に揉まれながら乗り越え進んでいく船が好きで、しばしばYouTubeで「大波 船」で検索して動画を見ます。大荒波を物ともせず突き進んでいく姿に、感動を覚え力がみなぎり、同じような動画を見続けて夜更かししてしまうこの頃です。

## ● 70歳以上の高額療養費制度の見直しについて ●

先月弊社より発送させていただきました、高額療養費修正プログラムの概要です。CDに同梱致しました手順書より抜粋しています。(手順書P8～)

- 平成30年8月以降、70歳以上の高額療養費の所得区分「現役並み」が、「1区分」から「3区分」に細分化されることとなりました。  
(70歳未満の患者についての変更はありません)

※システム上今までの上位所得者は現役並みⅠで自動的に振り分けられていますが、認定証を確認するまでは、現役並みⅢで設定していただいたほうが償還払いとなりますので、その設定をお願いします。

平成30年7月まで			
所得区分	外来	限度額 (世帯)	多数 該当
現役並み	57,600円	80,100円 + (医療費 -267,000) ×1%	44,400円
一般	14,000円 (年間 14.4万円 上限)	57,600円	44,400円
住民税非課税		24,600円	-
住民税非課税 (所得が一定以下)	8,000円	15,000円	-

平成30年8月から			
所得区分	外来	限度額 (世帯)	多数 該当
年収約1160万 ～	252,600円 + (医療費-842,000) × 1%		140,100円
年収770万～ 1160万	167,400円 + (医療費-558,000) × 1%		93,000円
年収370万～ 770万	80,100円 + (医療費-267,000) × 1%		44,400円
一般	18,000円 (年間 14.4万円 上限)	57,600円	44,400円
住民税非課税		24,600円	-
住民税非課税 (所得が一定以下)	8,000円	15,000円	-

- 現役並みの3区分は、限度額適用認定証に記載することとされています。  
現役並みの3区分のうち、下の2区分に限度額適用認定証を発行し、一番上の区分は限度額適用認定証の発行を受けずに現物給付を受けることができるとされています。
- 現役並み区分の細分化に伴い、新たに発行される現役並み区分の限度額適用認定証は、以下のとおり記載される見込みです。

所得区分	健康保険制度・国民健康保険制度	後期高齢者医療制度
年収 770 万～1160 万	現役並みⅡ	現役Ⅱ
年収 370 万～770 万	現役並みⅠ	現役Ⅰ

## ● 高額療養費制度見直しについて(厚労省QA) ●

69歳以下の方については全員、70歳以上の方については、・住民税非課税の方に加え、  
 ・平成30年8月から新たに、現役並みⅠ・Ⅱ（年収約370万円～約1,160万円）の方が対象となります。  
 そこで、70歳以上で現役並みⅠ・Ⅱに該当する方は新たに「限度額適用認定証」が発行されることとなるので、市区町村窓口にて「限度額適用認定証」の交付を申請することをおすすめします。  
 ※ 限度額適用認定証の交付を受けていなくても、後日、上限額を超えて支払った額を払い戻すことは可能です。

## ● 電算レセプト請求における記載事項のレセプト電算処理システム用コードによるデータ入力について ●

鹿児島県国民健康保険団体連合会様より各医療機関様へ「電子レセプトによる請求にて、患者の状態等の記載事項を入力する際は、文字を手入力するのではなく「レセプト電算処理システム用コード」を選択し、コード入力していただきますよう」と記載された文書が届いているかと思えます。

「レセプト電算処理システム用コード」につきましては、「平成30年4月レセプトへの対応」の《付録》【付録1】コメントマスター一覧をご確認いただき、必要なマスタを抜き取りして会計に入力してください。

ご不明な点は、弊社サポート課(099-254-7200)へご連絡ください。

## ● その他のお知らせ ●

### ● 使用済みトナーの回収について

富士通コワーコより富士通製品以外のみ回収は行わないと通知がありました。  
 今まで富士通コワーコへFAXにて使用済みトナーの回収を依頼していた医療機関様へはご迷惑をおかけいたしますが、回収依頼は弊社へご連絡くださいますようお願い致します。  
 回収希望のご連絡をいただければ、各メーカーへ回収依頼をかけます。  
 メーカーの回収は無償ですので、使用済みのトナーのメーカーへの返却にご協力をお願い致します。

### ● 複合機の入替について

8/29(水)は弊社の複合機入替に伴い、FAXが使用できなくなります。  
 当日は、FAXでのお問い合わせや消耗品のご注文などを受け付けることができませんのでご了承ください。

## ● 検査マスタに関するお知らせ ●

【検査の追加情報】・・・平成30年7月31日通知 追補（平成30年8月1日より適用）

コード	管理番号	電算コード	診区	名称	単価(円)	略称	読み	電算種別
2955	6501579	160215250	60	BRAF遺伝子検査 (PCR-rSSO法)	21000	2955	BRAF イテンシ	1